

○金融庁告示第十五号

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第一百十七条第一項第二十八号の二の規定に基づき、金融庁長官が指定する時点を次のように定め、平成三十一年九月一日から適用する。

平成三十一年三月二十五日

金融庁長官 遠藤 俊英

（定義）

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 金融商品取引業協会の規則 金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「府令」という。）第一百二十

三条第一項第二十一号の四に規定する金融商品取引業協会の規則をいう。

二 ストレステスト 府令第一百二十三条第一項第二十一号の四に規定するストレステストをいう。

三 カバー取引 府令第九十四条第一項第一号に規定するカバー取引をいう。

四 特定通貨関連店頭デリバティブ取引 府令第一百十七条第一項第二十八号の二に規定する特定通貨関連店頭デリバティブ取引をいう。

五 金融商品取引業者等 府令第一条第三項第二十二号に規定する金融商品取引業者等をいう。

六 カバー取引の額 府令第百十七条第一項第二十八号の二に規定するカバー取引の額をいう。

(基準時点)

第二条 府令第百十七条第一項第二十八号の二に規定する金融庁長官が指定する時点は、次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定める時点とする。

一 府令第百十七条第一項第二十八号の二イに定める額の割合 当該月の最終営業日において、金融商品取引業協会の規則に基づきストレステストの計測時点として定められた時点のうち、カバー取引により特定通貨関連店頭デリバティブ取引の相手方となる金融商品取引業者等の損失が減少しない額が最大となる時点

二 府令第百十七条第一項第二十八号の二ロに定めるカバー取引の額の割合 当該月の最終営業日において、金融商品取引業協会の規則に基づきストレステストの計測時点として定められた時点のうち、カバーア取引の額が最大となる時点

三 府令第百十七条第一項第二十八号の二ハに定める割合 当該月の最終営業日における金融商品取引業

者等の取引終了時点